

## 地域ケア会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療・福祉関係者等の連携及び複合的な地域課題の検討を行い、地域包括ケアシステムを推進するため、地域ケア会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 会議の構成員は、45人以内とする。

2 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 医療・福祉関係者のうち市長が依頼した者

(2) 民生局福祉部地域福祉課長及び同介護保険課長

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とし、増員した構成員の任期は、現任者の残任期間とする。

### (座長)

第3条 会議に座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、座長が招集する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第5条 会議に、個々の課題を話し合うため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、民生局福祉部地域福祉課において行う。

### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議の同意を得て座長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。